

北見地区バスケットボール協会倫理、懲罰に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、北見地区バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の役員及び指導者、審判員、本協会主催競技大会へ参加する監督、コーチ、選手、チーム関係者（以下「競技関係者」という。）の倫理に関する基本的な事項、及び懲罰に関する事項を定めることにより、バスケットボール競技の健全な推進と本協会の社会的な信用、信頼を確保することを目的とする。

(責務)

第2条 役員及び競技関係者は、本協会の定めた「規約・規程・決定事項」を遵守し、自他共栄、フェアプレーの精神に基づき、公正且つ誠実にバスケットボールの健全な普及、発展に努めなければならない。

(禁止事項)

第3条 役員及び競技関係者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本協会の規約・規程・決定事項に反する行為。
- (2) 身体的・精神的暴力（暴言、脅迫、威圧等）、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、個人的な差別など人権尊重の精神に反する言動や個人の名誉を傷つける言動をとること。
- (3) 選手の進路にかかわる所要の手続きを経ず、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと。また、選手の勧誘、入部、移籍に関連し選手にこれらを強要したり、当事者間（選手、保護者、指導者など）において金品等を授受すること。
- (4) 禁止薬物の使用（ドーピング）等により、フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
- (5) 著しく人格、名誉、プライバシーを損ねる言動、並びにそれらを発信すること。
- (6) 競技会等において、競技規則の基本となる精神を逆なでする行為、並びに非常識な言動をとること。
- (7) その他、本協会の社会的信用を失墜させる行為。

(調査及び報告)

第4条 役員及び競技関係者が本規程「第3条（禁止事項）」に違反する行為、又はそれらに関する投書、相談、調査等の要請があった場合、（原則、匿名の場合を除く）本協会は内容を審査し、必要と認めた場合は会長が倫理委員会の招集を決定する。

- 2 倫理委員会委員には本協会の会長・副会長・理事長・副理事長をもって充て、事務局長、事務局次長が必要な事務を行う。
- 3 倫理委員会が招集され、内容の確認・調査が必要と本協会会長が認めた場合は調査

委員会を設けることができる。調査委員会委員は本協会会長が決定する。

4 調査委員会は、発生事案の内容について慎重に調査し、倫理委員会へ報告する。

5 倫理委員会は、調査委員会の報告内容を審議し、審査報告書、並びに科すべき懲罰内容の原案を添付し本協会に提出する。

(懲罰の種類)

第5条 懲罰の決定にあたっては、非違行為の態様や結果を慎重に審査し、役員及び指導者、審判員、本協会主催競技大会へ参加する監督、コーチ、選手、チーム関係者にあつては役職・資格の一定期間又は永久停止、あるいはその他の懲罰、競技者にあつては競技会等への出場及び参加資格の一定期間又は永久停止、あるいはその他の懲罰とする。ただし、違反の事実が当事者の故意ではなく、且つ軽微なものと判断された場合には、注意又は警告にとどめる。

(懲罰の決定)

第6条 懲罰量定の決定は、本協会役員会及び当該団体が協議して決する。

2 決定した懲罰・審査等の内容は当事者に対し文書で通知する。又、必要に応じ関係機関に通知するとともに、北海道バスケットボール協会倫理、懲罰に関する規程第5条に基づき遅滞なく道協会に報告するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、別途必要な事項、並びに緊急を要するものは本協会会長の判断により別に定める場合がある。

附則

本規定は、平成27年4月18日より施行する。